

別表第2

補助対象経費

経費区分	経費の例
報償費	来賓、司会者、出演者等への謝金（旅費相当分、駐車場代等含む。） スタッフ（実行委員除く）への報酬。
会場設営費	機材（音響、照明、ステージ、机、イス、発電機等）、レンタルに係る費用等
委託料	警備、音響等の委託に要する費用等
広告宣伝費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷に要する費用、その他広告に要する費用等
光熱水費	燃料費、電気料、上下水道料等
事務費	新型コロナウイルス感染症感染防止用品、消耗品、打ち合わせの会場費、各種保険料、道路使用許可、スタッフの交通費・駐車場代、スタッフ用の茶・弁当代等
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

- (1) 補助対象経費は、原則として領収書の写しを添付するものとし、消費税及び地方消費税相当額は経費に算入しないものとする。ただし、消費税の仕入税額控除の対象とならない事業者（免税事業者等）は、領収書の原本を添付し、消費税及び地方消費税相当額も含めて補助対象経費とする。